

措置公表年月日
 当初 平成12年7月14日
 最終 平成15年5月30日

【特定のテーマ：17基金について】

改善を要する事項	講じた措置
<p>1 基金全体の運用益を最大にする資金運用体制の確立を基金の運用果実を利用して活動している9基金472億円の平成9年度運用益843百万円について運用内容を検討した結果、効率化を図れば運用益の増額が可能です。</p> <p>基金の運用果実を利用して活動している基金については、最大の運用益を確保するため、所管する各部に運用を任せただけでなく、中・長期の展望も視野に入れ、資金運用効率を高めるため各基金の運用状況に関する情報交換等の努力を行ない、運用方法の効率化を図れば、低金利時代においても現在の運用益を相当額上回る成果が期待できると判断致します。</p> <p>いずれにしても民間では、資金運用の専門的な知識と経験を有する専担者を配置したり、外部の専門家からのアドバイスを受けることや資金を集中的に管理し運用等を行っており、道としても基金の運用方法の効率化を図り、実効ある取組みが必要です。</p>	<p>基金を管理する関係部で、基金の一括運用の可能性について検討した結果、基金運用効率と運用益の増収のため、運用期日を統一の上、運用額を大口化し、競争原理を働かせた運用を行いました。</p> <p>また、関係部相互に基金の運用状況を中心とした情報交換を行うこととし、この一環として平成11年度分から、総務部財政課において、各基金の運用状況を取りまとめ、毎月関係部に周知することとしました。</p>
<p>2 財政調整基金等の取崩しで賄われる北海道財政</p> <p>財政調整基金等は、北海道財政の厳しい状況を反映して、ピークの平成4年度残高4,705億円から平成9年度残高は1,913億円まで減少して、平成11年度には基金残高が無くなることも危惧されます。</p> <p>景気の低迷と減税の実施に伴い、地方税収入の減少による財源不足が生じ、国家財政も厳しい中で、国からの地方交付税の増額も今後期待できるかどうか。地方債も制限なく発行することは無理ではないかと考えますので、北海道財政の健全化に向けて抜本的な検討が必要となりましょう。</p>	<p>厳しさが続く本道経済の中で、道税の伸び悩みや公債償還費の増大のため、財政調整基金等も底をつき、道財政は極めて厳しい状況に置かれています。</p> <p>このため、道財政の健全化を図るため、平成11年11月、新たに「財政の中期試算と今後の対処方針」を策定して、基金に依存しない財政運営を進めることとしました。</p>
<p>3 基金会計の活動内容等に係わる成果情報の開示及び公表を</p> <p>住民の皆様は、基金の目的・活動実績・運用結果等成果情報を追加して開示及び公表することは、有意義なものでありますので、議会等への報告も含め基金の開示及び公表のあり方についてご検討下さい。</p> <p>17基金のディスクリージャーの状況</p> <p>(1) 美術品取得基金、市町村振興基金、土地開発基金</p> <p>地方自治法第241条5項「特定の目的のために、定</p>	<p>基金に係る成果情報の開示及び公表については、地方自治法等に基づき公表を行っている「財政状況」に、全基金の目的、運用、事業の実施状況等を掲載し、道民への周知を図ることとしました。</p> <p>また、当該基金に関連するパンフレット及び道のホームページ等の中で基金のそれぞれの所管課が成果情報等の開示及び公表を行いました。</p>

<p>額の資金を運用するための基金」により、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成して、監査委員の審査に付し、意見を付けて議会に提出されております。</p> <p>(2) その他の基金</p> <p>歳入歳出決算書、歳入歳出決算に係わる附属明細書、歳入歳出決算に係わる主要な施策の成果説明書及び監査委員の基金運用状況審査意見書に掲げられている基金の明細は、基金毎の総体の残高及び増減金額のみが開示されており、基金運用実績及び事業活動の内容等の成果情報が開示されておりません。各基金は基金条例を設けて、それぞれの目的で活動しておりますので、目的の達成内容を示す成果情報の開示及び公表のあり方についてご検討下さい。</p>	<p>北海道土地開発基金においては、北海道土地開発基金条例施行規則に基づき議会に提出する運用状況調書の記載内容を充実しました。</p>
<p>4 元本運用型の基金の現状と改善意見</p> <p>(1) 平成9年度の運用状況と運用実績</p> <p>各基金のなかで、最も妥当と考えられる運用方針を確立し、平成9年度において、「元本運用型の基金」のうち最高運用利回りを確保している「北方領土隣接地域振興等基金」とそれ以外の基金では、その運用利回りは相当の差が生じているのが現状であります。</p> <p>なお、環境保全基金、地域福祉基金、少年スポーツ振興基金については、現在のところ運用益で事業費を十分賄えない状況にあります。今後、運用益を充当すべき事業範囲を明確にし、さらに事業内容の見直し等をご検討下さい。</p>	<p>環境保全基金及び地域福祉基金については、平成11年度において、基金の合同運用でより有利な運用益の確保を図るとともに、運用益の充当すべき事業対象の見直しを行いました。</p>
<p>(2) 短期運用分を中期運用にシフト替して運用益の増加を</p> <p>超低金利が長期化している現在の状況では、流動性資金を全て長期の運用に投下するのは、長期的に考えて必ずしも妥当な選択とはいえませんが、長期的な運用方針のもとで一定割合の資金を中期で運用することは、運用益を確保するうえで考え得る選択肢のひとつです。</p> <p>いずれにしても、各基金がそれぞれの運用方針の下に、小口の運用を考えるよりは、まとまった元本を一定の長期的方針（計画）に従って、適当な運用銘柄、運用期間及び期間配分（短期、中期、長期）を設定することで、運用益の最大化をめざすことが合理的とも考えられます。</p>	<p>基金を管理する関係部で、基金の一括運用の可能性について検討した結果、基金運用の効率化と運用益の増収を図るため、運用期日を統一の上、運用額を大口化し、競争原理を働かせた運用を行いました。</p> <p>なお、運用期間等については、道財政が極めて厳しい状況に置かれていることから、元本運用型の基金のうち、北方領土隣接地域振興基金等一部の基金を除いては、平成12年度までに、そのほぼ全額を一般会計に繰り入れて運用することとしたため、各基金での裁量の余地は少なくなりましたが、再び金融機関等で運用する際に検討してまいります。</p>
<p>5 一般会計の財源調整機能を有する4基金について</p> <p>(1) 財政調整基金残高等の減少と今後の道債償還財源に</p>	<p>道債残高の概ね60%が、将来、交付税による財源措置が講ぜられるとはいえ、</p>

<p>ついて</p> <p>平成9年度末の道債残高は、3兆3,632億円に達し、今後道債の償還費が、道財政に重大な影響を及ぼすこととなります。</p> <p>平成10年度以降財政調整基金等の残高は、今後さらに減少することが予想され「一般会計の財源調整機能」を果たすことが困難となるため、北海道財政の健全化にむけて抜本的な検討が必要となります。</p>	<p>今後の道債の償還費の増大が、将来の財政運営に大きな影響を与えることから、事業の一層の重点化・効率化などにより、地方債の発行規模の抑制に十分留意するとともに、今後とも、できる限り財源措置の講ぜられる地方債の活用を図るなど健全な財政運営に努めます。</p>
<p>6 北海道土地開発基金</p> <p>(1) 基金で土地取得から一般会計へ譲渡するまでの期間について年率6.5%を土地価格へ付加</p> <p>年6.5%の付加利率は基金制定時から変更がなく、道債等の調達金利が低下しておりますが、制度導入以来見直しされていません。このような計算上の付加金利を譲渡価格に加えることは民間企業の会計では正しい会計処理ではありませんので、改善をご検討下さい。</p>	<p>北海道土地開発基金に係る土地の譲渡価格を、当該土地の取得価額に利息を加算した額としているのは、基金の資産としての性格によるものであり、今後も原則としては利息を付すこととしています。しかし、一般会計への譲渡においては、一般会計の歳入・歳出が同額となり、結果的に相殺されることから、平成12年度から利息を付さない取扱いとするよう土地開発基金条例施行規則を改正しました。</p>
<p>(2) 利子相当額の付加はやむを得ないとした場合でも当該金額の算定方法を見直されてはどうか</p> <p>一定期間を超える期間の利子相当額の取得価格算入は妥当な処理とは考えがたく、適当な期間で利子算入期間をうち切ることについて検討する必要があります。</p> <p>また、道債等の資金調達金利の近時低価傾向に対し、昭和44年の制度導入以来、付加する利率は一定の6.5%のまま据え置かれております。</p> <p>調達金利水準に合わせ、適宜利率を改訂又は一定の変動が生じた場合に改訂する等の取扱いとすることが妥当と考えます。</p>	<p>譲渡価格に算入される利息の利率については、土地開発基金条例施行規則を改正し、平成12年度から前年度末における資金運用部資金の利率を基に新年度の譲渡利率を決定する年変動利率とする取扱いとしました。</p>
<p>(3) 譲渡価格算入となる利息の計算期間が不統一</p> <p>取得時から引渡時までが、譲渡価格算入利息の計算対象期間で、その終期は、「公用地等引渡書」によれば大部分が年度末処理となっております。</p> <p>本来の引渡時は、工事請負者から物件の引渡を受けたことにより当該資産を当初の目的で使用を開始したとき（事業の用に供した日）と考えられ、建設工事受渡書の日付とすることが対外的にも確認できる妥当なものと考えられます。</p> <p>昭和44年2月17日付自治省自治地第16号の「土地開発基金等の設置について」において、「…他会計にお</p>	<p>譲渡価格に算入される利息の計算期間の終期となる引渡時期は、原則として施設引渡日（完成時）に統一することとしました。</p>

<p>いて事業の用に供する場合においては、これを当該年度の当該他会計の歳出予算をもって買い取ることとし、この場合の価格は取得価格に取得時から引渡時までの利子相当額を加えた額とすることを適当とする。」趣旨からも、利息の計算期間についてご検討下さい。</p>	
<p>(4) 先行取得された土地のうち長期保有となっているものについて 基金の資金が固定化し必要な先行取得計画の制約とならないように、早期活用に向けた一層の取組が望まれます。</p>	<p>平成10年11月時点において、平成7年度以前に取得した土地は7件ありましたが、このうち2件は平成11年度において一般会計に譲渡され、利用されています。 計画変更等に速やかに対応した活用方策の検討ができるよう、土地開発基金条例施行規則を改正し、平成12年度から、管理状況の把握をより確実にを行うこととしました。 取得後の計画変更等により長期保有となった土地については、処分も含め早期活用に向けた取組みを一層進めてまいります。</p>
<p>7 北海道地方競馬事業安定基金 平成2年12月26日条例が制定され平成2年度と3年度に積立てられたが、その後、競馬事業は採算悪化し、基金も平成4年度と5年度で使用され、平成6年3月で基金は全額取崩済であります。 その後も不採算で一般会計からの借入金で賄われ、平成10年3月現在では7,179,815千円の借入金残高となり、返済計画も立っておりません。 このため累積赤字を何らかの措置で解消された後は、単年度収支が改善されれば、競馬事業の経営安定のため基金を積立てることも可能となりますが、当面は基金を積立てるのは難しい状況にあり、今後の基金のあり方等について検討すべきと考えます。</p>	<p>ホッカイドウ競馬につきましては、北海道地方競馬運営委員会の答申を踏まえ、平成12年に「平成13年度から5か年における赤字脱却を目指し、競馬運営の抜本的な改善に取り組み、その過程で、それらの成果を検証し、改めてそのあり方を判断する」ことを決定しました。 北海道地方競馬事業安定基金のあり方につきましては、今後、競馬事業のあり方を判断していくことと併せ検討してまいります。 なお、現在、国では「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」において、平成15年9月を目途に今後の我が国の競馬のあり方及び経営改善方策等について法改正を含め検討していることから、北海道競馬に相応した必要な措置を求めていくこととしております。</p>